

■中古住宅解体新築支援事業補助金の申請の流れ

1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。
申請期間は 令和6年4月10日～令和7年2月28日まで です。(予定)

<必要書類>

- ① 補助金交付申請書
- ② 同意書兼確認書
- ③ 中古住宅の取得に関する契約書等の写し
- ④ 同居予定者全員の住民票原本（取得後3か月以内のもの）
- ⑤ 同居予定者全員の佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書（18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出）
 - ※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後3か月以内のもの（住宅課提出用）
 - ※ 申請日時点または過去に、佐倉市に住民票がなく、佐倉市内に固定資産を有していない方は、「申立書」を提出してください
- ⑥ 解体工事に関する契約書の写し
- ⑦ 中古住宅の登記事項証明書原本（取得後3か月以内のもの）
 - ※ 未登記の場合は、台帳記載事項証明書その他床面積及び建築時期がわかる書類
- ⑧ 中古住宅の位置図
- ⑨ 新築住宅の請負契約書の写し（新築住宅の床面積の記載が無い場合、床面積が分かる資料も追加してください。）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書により通知します。
- 通知交付後、解体工事を開始してください。

3. 解体工事の実施

- 解体工事を開始してください。
 - 工事状況が確認できるように、解体する中古住宅の工事前、工事後の写真を撮影してください。
- ※ 解体工事を実施した結果、解体工事の金額が変更となり、補助金交付決定額が変更になると予想される場合は、必ず「補助事業変更等申請書（別記様式第4号）と変更の内容がわかる書類（契約書、見積書、請求書など）を、実績報告の前に提出してください。



4. 代金の支払い



- ・解体工事の代金を支払い、施工業者から領収書を受け取ってください。

5. 新築住宅の着工



- ・新築住宅の建設について、令和7年3月上旬までに着工してください。
- ・着工の状況が確認できるように、工事現場や工事看板などを撮影してください。

6. 実績報告



- ・下記の必要書類を揃え、令和7年3月上旬までに住宅課窓口へ提出してください。

<必要書類>

- ① 補助金実績報告書（別記様式第7号）
- ② 中古住宅を解体した経費に係る領収書の写し
- ③ 解体工事の施工前及び施工後の写真
- ④ 新築住宅の確認済証の写し
- ⑤ 新築住宅着工報告書（別記様式第8号）
- ⑥ 新築住宅の着工が確認できる写真
- ⑦ 申請時に、申請者・同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る佐倉市税の納税証明書を提出していない場合には、納税証明書
※ 佐倉市に住民票がなく納税証明書が提出できない場合は再度申立書を提出
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

7. 補助金の交付請求



- ・住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義の口座）へお振込みをします。